



戦没者等のご遺族の皆様へ

第10回特別弔慰金の請求はお済みですか？

現在、南風原町役場では第 10 回特別弔慰金の請求を受け付けております。

○**支給対象者**
平成 27 年 4 月 1 日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等) がいらない場合に、下の支給順位の先順位のご遺族お一人に支給します。

★**支給順位**
戦没者の死亡当時のご遺族で、(戦没者の死亡当時に生まれていたこと。なお、戦没者の子については戦没者の死亡当時の胎児も含まれる。)

【1 位】平成 27 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

【2 位】戦没者の子

【3 位】戦没者の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

【4 位】上記の順位 1 ～ 3 以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○**請求期間** 平成 30 年 4 月 2 日まで
(請求期間を過ぎると第 10 回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意下さい。)

○**申請場所** こども課窓口 (南風原町役場 1 階)

**申請が
お済みの方へ**

皆様から申請して頂いた書類は、国および沖縄県で審査を行い、その結果が南風原町に届きます。当初は 6 ～ 7 ヶ月で審査の内容が届く予定でしたが、対象者が多く、審査に時間がかかっています。南風原町に審査の内容が届き次第、対象の皆様にお知らせの通知を発送しますので、しばらくお待ち下さい。

【お問い合わせ】 こども課 特別弔慰金担当 ☎889-7028



戦没者遺児の皆様へ

～慰霊友好親善事業への参加募集のご案内～



戦没者の遺児が父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的とした、日本遺族会による事業です。

《参 加 費》 10 万円 ※集合場所までの往復交通費、帰国時宿泊代、渡航手続き手数料等は含まれておりません。

《参加資格》 ①戦没者の遺児(戦没者遺児を対象とした慰霊友好親善事業ですので、それ以外の方は参加出来ません。)
②今回実施する地域(実施地域周辺の公海上にて戦没された方も含む)以外の方は参加できません。

《実施地域》

(広域地域)	①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④マリアナ諸島 ⑤トラック・パラオ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦ボルネオ・マレー半島 ⑧フィリピン ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー ⑪台湾・パシフィック海峽 ⑫中国
(特定地域)	①西部ニューギニア ②ビスマルク諸島 ③マーシャル・ギルバート諸島

【お問い合わせ、申込み】 沖縄県遺族連合会 ☎098-834-2811 (〒900-0025 那覇市壺川 1-14-1)
※日程、詳細については、日本遺族会のホームページでも確認できます。 <http://www.nippon-izokukai.jp>



さ く が わ さ と し
司法書士 **佐久川 聡**

無料法律相談

不動産の登記

- 土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
- 抵当権の設定や抹消

会社登記

- 会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
- 定款変更

相続手続き

- 遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
- 相続の放棄

裁判事務手続き

- 140 万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
- 訴状、成年後見申立書などの作成

債務整理

- 任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
- 過払い金の回収

業務時間

平日：9:00～18:00
休日：土、日、祝日

※事前にご予約いただければ、平日 18:00 以降のご相談も受け付けております。

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

兼本ハイツ自治会で行政懇談会開催

町民のニーズを把握し、町民の声を反映した町政運営を行うことを目的に 2 年に 1 度のサイクルで開催している行政懇談会が、6 月 22 日に兼本ハイツ自治会集会所で開催されました。

町からは町長・副町長・教育長の他、関係課職員が参加し、兼本ハイツ自治会からも約 40 名の参加がありました。

懇談会では、プロジェクターを活用し写真で地域の現状・課題を映し出しながらの質問・提案に対して、町が回答するという、参加者が分かりやすい内容で進められました。

懇談会では、公園の整備、町道 23 号線(通称兼本ハイツ中道)の補修工事、町有地の効果的な活用、集会所建て替えなどについて、意見交換が行われました。

今後も各字・自治会の開催要望に応え随時開催していきます。



行政懇談会の様子

文化協会「慰霊の日」に「奉納演奏」と「平和講座」

文化協会では、6・23 の「慰霊の日」に二つの催しを行いました。

○「古典音楽の奉納演奏」

昭和 28 年に当時の南風原村役所が建立した、非風の丘「南風原陸軍病院壕跡」の碑の前で、黄金森陸軍病院で亡くなった方々に線香を捧げ千羽鶴を奉納しました。

その後、「慰霊祈和の塔・南風原平和の礎」に移動し、線香を上げた後に文化協会郷土芸能部の 17 人の皆さんが、供養の歌として知られる古典音楽の「一七・八節」を演奏し奉納しました。

○「6・23 平和講座」

午後 6 時から「島唄で考える戦争と平和」と題し、戦後の「屋嘉節」「ひめゆりの唄」「艦砲め喰えー残くさー」「さとうきび畑」「月桃」など 12 曲を、文化協会の民謡部と女性コーラス「ウインズ」の皆さんが情感たっぷりに歌いあげました。

文化協会の大城和喜会長が、歌詞の意味や時代的背景を写真や資料で解説し、島唄を通して戦争と平和を学ぶ機会となりました。約 100 人の観客は、改めて「慰霊の日」の意味を胸に刻み反戦平和を誓い、最後は全員で「ていんさぐの花」を合唱しました。この催しは文化センターと共催で企画展「戦場の子どもたち」が開催されている中で行われました。



■司会の大城和喜さん



■「シンガポール小」を唄う 與那嶺氏・宮城氏



■女性コーラスウインズ



■会場の様子

(写真と記事：南風原町文化協会提供)